

○福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則

(福岡県教育委員会規則第二十三号)

(目的)

第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号。以下「条例」という。）第百三十一条の六の規定に基づき、福岡県立英彦山青年の家（以下「青年の家」という。）の利用、指定管理者の指定等について定めることを目的とする。

(受入れの基準)

第二条 青年の家は、次の各号に掲げる者（以下「研修者」という。）をもつて構成された団体（以下「研修団体」という。）が研修を行なう場合に限り使用させるものとする。

- 一 勤労青少年
- 二 学生又は生徒
- 三 社会教育関係者
- 四 その他指定管理者が適当と認めた者

2 研修団体の受入れの順位は、概ね前項各号の順位によるものとする。

(利用条件)

第三条 研修団体及びその利用目的は、次の各号に掲げる条件に該当するものでなければならない。

- 一 研修団体として適正な研修計画を持ち、青年の家を利用して、研修活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）を行なうものであること。
- 二 二人以上で、責任者を有すること。
- 三 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。
- 四 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するための利用ではないこと。
- 五 もっぱら営利を目的とするための利用ではないこと。

(利用の制限)

第四条 指定管理者は、青年の家を利用させるにあたり、必要があると認めたときは、研修団体に研修計画を変更させ、又は利用を制限することができる。

(利用申込み)

第五条 青年の家を利用しようとするときは、研修団体の責任者は、別に定める研修申込書を、事前に指定管理者に提出しなければならない。

(利用申込みの取消又は変更)

第六条 前条の申込みをした者が、利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに指定管理者にその旨を通知しなければならない。

(利用の承認)

第七条 指定管理者は、第五条の研修申込書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。

(経費の負担)

第八条 利用に要する経費は、食費及びシーツの洗濯代等の実費を除き、無料とする。

(研修者の義務)

第九条 研修者は、青年の家の諸規程を守り、指定管理者、所長その他の職員の指示に従い、研修目的の達成に努めなければならない。

(退所命令)

第十条 指定管理者、所長は、青年の家の諸規程に違反し、秩序を乱した研修者に対し、退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第十一条 研修者は、青年の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によつて破損又は亡失したときは、現品又は相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(休所日)

第十二条 青年の家の休所日は、毎月第一月曜日及び第三日曜日並びに年末年始（十二月二十八日から翌年一月四日まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、指定管理者がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。

(申請書及び添付書類)

第十三条 条例第百三十一条の三第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百三十一条の三第一項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、青年の家の利用等に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、昭和四十六年十二月二十二日から施行する。